9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月二十七日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　八木毅

インド財務省
経済局局長　タルン・バジャジ閣下

付表

1	2		3	4	5
事業計画名	供与限度額		利子率（バーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　レンガリ灌漑（かんがい）計画（フェーズ2）	三百三十九億五千九百万円	コンサルタントに対する支払部分	○・七	五年の据置期間の後十年	十一年
		コンサルタントに対する支払部分	○・〇一		
2　プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和計画	百九十億六千四百万円	コンサルタントに対する支払部分	○・三	十年の据置期間の後三十年	十年
			○・〇一		
総　額	五百三十億二千三百万円				

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月二十七日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　タルン・バジャジ

インド駐在
日本国特命全権大使　八木毅閣下

○外務省告示第百二十四号

平成二十七年三月二十七日にアクラで、ガーナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　吉村馨在ガーナ大使

ガーナ側　ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣

平成二十七年四月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十五号

平成二十七年三月三十日にニューデリー（インド）で、国道一号線橋梁（りょう）架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国道一号線橋梁（りょう）架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億五千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年六月三十日まで

4　署名者

日本側　八木毅在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十七年四月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十六号

平成二十七年三月三十日にプノンペンで、スバイリエン州病院改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　スバイリエン州病院改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億七千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十七年四月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十七号

平成二十七年三月三十日にプノンペンで、プノンペン交通管制システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　プノンペン交通管制システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十七億二千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年二月二十八日まで

4　署名者

日本側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十七年四月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十八号

平成二十七年三月三十日にプノンペンで、ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画のための贈与に関する平成二十五年三月二十一日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「十四億八千七百万円」に改める。

2　署名者

日本側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十七年四月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十九号

平成二十七年三月三十日にキエフで、ウクライナ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　角茂樹在ウクライナ大使

ウクライナ側　アレクサンドル・クヴィタシヴィリ保健大臣

平成二十七年四月九日

外務大臣　岸田　文雄